

## 大阪弁護士会「第78期入会案内」

大阪弁護士会

当会への第78期司法修習終了予定弁護士登録希望者の入会手続きは、下記のとおりといたします。

第78期（2026年（令和8年）3月25日司法修習終了者）の弁護士名簿一斉登録日は、2026年3月26日（木）（司法修習終了証書交付日の翌日）を予定しています。

弁護士名簿への登録請求の手続きは、入会を希望する弁護士会を経て下記の書類を日本弁護士連合会に提出することになっていますので、ご確認のうえ、お手続きください。

## 1 受付期間・提出方法・提出先

## 1-1 受付期間

(一斉登録)

登録日（予定）	受付期間（当会必着）	当会承認日（予定）
2026年3月26日	～2025年12月26日	2026年2月3日

(一斉登録以降)

登録日（予定）	受付期間（当会必着）	当会承認日（予定）
2026年3月31日 ～同年4月13日	～2025年12月26日	2026年2月3日
2026年4月14日～下旬	～2026年2月6日	2026年3月10日
2026年5月上旬～中旬	～2026年2月20日	2026年3月24日
2026年5月中旬～下旬	～2026年3月6日	2026年4月中旬
2026年6月上旬～中旬	～2026年3月19日	2026年5月中旬
2026年6月中旬～下旬	～2026年4月3日	2026年5月下旬
2026年7月以降	～登録日（予定日）の 約2カ月前	登録日（予定日）の 約3週間前

※受付期間を過ぎますと入会日が遅れる場合があります。

※提出書類に不備があると、入会日が遅れる場合がありますので、必ず書類の提出前に、誤記や記入漏れ、不足がないか確認してください。

※2026年3月27日～同年3月30日を登録日とすることはできません。

## 1-2 提出方法

郵送（原則、一般書留）のみ

※レターパックは万が一の場合の補償がありません。

※書類到着後2週間以内（2026年4月13日以前登録日の場合は1月末日まで）に、受付した旨のメールを送付しますので、必ず確認してください。メールが届かない場合は、末尾記載の総合管理課までご連絡をお願いいたします。

## 1-3 提出先

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会館6階  
大阪弁護士会 第78期入会申込係

## 2 入会申請書類について

以下の提出書類を揃えて、当会に提出してください。各部数には、日弁連提出用を含みます。書式については当会又は日弁連のホームページからダウンロードしてください。また、書類の作成にあたっては、**日弁連ホームページに掲載している『弁護士名簿登録請求書等記入要領』もよく確認してください。**

●日本弁護士連合会ホームページ <https://www.nichibenren.or.jp/>

●大阪弁護士会ホームページ <https://www.osakaben.or.jp/>

HOME > 入会・退会案内 > 第78期の入会希望の方はこちらへ

### 【提出書類】

#### 1. 入会申込書 1部 ※当会HPに掲載

入会申込書の**作成日及び記載内容・表記は、「2. 弁護士名簿登録請求書」と統一してください。**

#### 2. 弁護士名簿登録請求書 2部 ※日弁連HPに掲載

- ・氏 名→旧字、異字体、俗字、略字等（以下「外字」といいます。）含めて、**戸籍謄本等の記載どおり**に記入してください。ただし、日弁連では、「自由と正義」、日弁連及び委員会等が発行する印刷物、会員宛通知、日弁連ホームページ及び身分証明書における表記は、JIS規格で定められた第一水準、第二水準の文字（以下「正字」といいます。）に変換した文字を基本として掲載されます。外字の使用をご希望の方はお申し出ください。なお、当会では、会報、通知、各種証明書等すべてにおいて原則、正字に変換して表記いたしますので、予めご了承ください。
- ・本籍地→「番地」「丁目」等を省略せず、**戸籍謄本等の記載どおり**に記入してください。外国籍の方は、外国人住民にかかる住民票記載の国籍を記入してください。
- ・事務所→事務所名、所在地の記載は、**事務所を共にされる他の会員と表記を統一してください**（日弁連ホームページの「弁護士情報検索」にて必ず確認してください）。  
「マンション・ビル名」には、マンション・ビル名以下の住所（室番号等を含む）を記入してください。  
企業に就職される場合、企業名は所在地（マンション・ビル名）の後ろに続けて記入し、「事務所名」は空欄としてください。  
また、一斉登録日である2026年3月26日から同年4月13日までを登録希望日とされる場合で提出時点において登録事務所が確定していない場合、事務所所在地記入欄に「未定」と記入し、事務所名記入欄は空欄としてください。  
2026年4月14日以降を登録希望日とされる場合については、「未定」との記入は不可です。  
**★注意（未定と記入した場合）**  
事務所が未定のままでは登録できません。必ず**2026年3月6日（金）まで**に事務所情報を補記していただきます。

- ・自宅住所→弁護士名簿登録日時点の住所を記入してください。登録後の住所が未定の場合は、実家等の住所地を記入してください。「マンション・ビル名」には、マンション・ビル名以下の住所（室番号等を含む）を記入してください。なお、登録後に変更する場合は、登録事項変更届書を提出してください。

表記は、「2. 弁護士名簿登録請求書」「3. 履歴書」「6. 誓約書」と統一してください。

**★注意**

電話番号として、**携帯電話番号を登録することはできません。**固定電話がない（登録しない）場合は、空欄としてください（登録「なし」となります。）。

### **3. 履歴書 2部 ※日弁連HPに掲載**

- ・写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。
- ・学歴欄→卒業等年月日は、必ず日にちまで記入してください。

**【司法試験予備試験合格者の方】**

司法試験予備試験に合格されている場合は、学歴欄に司法試験予備試験の合格日を記入し、「司法試験予備試験合格」と記入してください。

- ・職歴→**ない場合には「なし」と記入**し、記入する場合は、入職日及び退職日を記入してください。
- ・賞罰→ない場合には、**必ず「なし」と記入**してください。  
罰がある場合は、確定した有罪判決に限らず、不起訴処分となった事件、少年法による保護処分、公務員や司法修習生における懲戒処分、訓告や注意処分の内容及び罰条（罪名）を日付とともに記入してください。  
「賞」の記入がある場合でも、「罰」の有無を必ず記入してください。

#### **3-2. 上申書 2部 ※履歴書に罰のある方のみ**

- ・所定の書式はありません。該当者のみご自身で作成してください。
- ・記載要領→日付は弁護士名簿登録請求書の日付と同様としてください。宛先は日本弁護士連合会・大阪弁護士会の連名で作成し、記名押印ください。タイトルは「上申書」とし、本文に「履歴書の罰について次の通り上申いたします。」と記入のうえ、1. 罰の対象行為、2. 罰を受けた時期、3. 処分の内容、4. 今後について反省している点等をA4用紙1枚程度にまとめてください。

### **4. 戸籍謄本等 原本2部**

- ・登録請求日から遡って**4カ月以内（2025年11月26日以降）**に交付されたものを提出してください。ただし、2026年4月14日以降を登録希望日とされる場合は、登録請求日から遡って**3カ月以内**に交付されたものを提出してください。
- ・戸籍抄本又は氏名・本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍記載事項証明書をもって代えることができます。
- ・外国籍の方は、外国人住民に係る住民票の写しを提出してください。

## 5. 身分証明書（破産者ではないことの証明書） 原本2部

- ・登録請求日から遡って4カ月以内（2025年11月26日以降）に交付されたものを提出してください。ただし、2026年4月14日以降を登録希望日とされる場合は、登録請求日から遡って3カ月以内に交付されたものを提出してください。
- ・本籍地市区町村に交付申請してください。
- ・日本国籍を有しない方は、誓約書を提出してください。下記6の誓約書とは別のものになります。日弁連HPよりダウンロードしてください。

## 6. 弁護士となる資格を証明する書面 ※2026年4月14日以降を登録希望日とされる場合のみ

弁護士となる資格を証明する書面として、「司法修習終了証の写し」2部をそれぞれの枠外に以下を記入のうえ提出してください。

- ・「原本を正写しました」の一文
- ・氏名
- ・押印（登録請求書等と同一の印鑑）

※司法修習終了日（2026年3月25日）までに登録請求（入会申請）をされている場合、2026年4月1日（水）午後5時まで（厳守）に提出してください。提出が遅くなると、登録が遅れることがありますので、至急提出してください。

## 7.（日弁連）誓約書 2部 ※日弁連HPに掲載

- ・弁護士法第7条各号、第12条第1項各号及び第2項に該当しないことの誓約書、弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書となります。
- ・登録請求書及び履歴書と同様に記入し、押印をしてください。
- ・2026年4月14日以降を登録希望日とされる場合は当会HPに掲載している書式をご使用ください。

## 8. 連絡先回答書 2部 ※日弁連HPに掲載

- ・訂正事項等の連絡に使用しますので、必要事項を記入してください。

## 9. 写真

- A.（日弁連）履歴書用（縦4cm×横3cm） 2葉（上記「3. 履歴書」に貼付）
- B.（当会）原簿・広報用（縦4cm×横3cm） 2葉
- C.（当会）身分証明書用（縦2.5cm×横2cm） 1葉

↓下記10を申請する場合のみ

- D.（日弁連）身分証明書発行申請書（縦4cm×横3cm） 2葉（1葉は発行申請書に貼付）

### ★注意

全て、無帽、無背景、上半身、3カ月以内に撮影したものを提出してください。  
プリンター印刷不可。裏面に氏名、撮影年月日を記入してください。

**10. (日弁連) 身分証明書発行申請書 2部 ※希望者のみ ※日弁連HPに掲載**

- ・希望者のみ申請してください。
- ・写真2葉(縦4cm×横3cm)が必要です。1葉は発行申請書に貼付し、もう1葉は裏面に氏名・撮影年月日を記載のうえ、提出してください(上記9. D.)。
- ・外字の使用を希望する場合は申し出てください(申し出がない場合は、正字での発行となります)。

**11. 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書 2部 ※希望者のみ ※日弁連HPに掲載**

希望者のみ申請してください。

**12. (当会) 入会連絡回答票 1部 ※当会HPに掲載**

必要事項を記入してください。

**13. (当会) 入会申込みにあたっての上申及び誓約書 1部 ※当会HPに掲載**

必要事項を記入してください。なお、同書面中の1. について、一斉登録日(2026年3月26日)から同年4月13日を登録希望とされる場合は記入不要です。

**《提出書類全体について》**

- 入会書類の**日付は全て、2026年(令和8年)3月26日**付にしてください。ただし、登録請求日(入会申請日)が一斉登録日(2026年3月26日)を過ぎる場合は、実際の登録請求日としてください。
- 全ての書類に**同一の印鑑を使用してください**。字句訂正、加入、削除箇所には、同じ印鑑で訂正印を押印してください。シャチハタ等の朱肉を使用しないものは使用しないでください。
- 上記書類の他に、財務関係の書類として、「大阪弁護士会財務課からのお願い」に基づき、以下書類を**入会受付期間内に入会書類に同封する方法で提出してください**。
  - 1 財務課連絡票 **※必ずご提出ください**。
  - 2 預金口座振替依頼書
  - 3 銀行振込口座登録・変更届出書
  - 4 会館負担金会費分納申請書(様式①) **※希望者のみ**
  - 5 会館負担金会費分納の延納申請書(様式②) **※希望者のみ**
  - 6 会館特別会費中一部納入延期申請書(様式③-1) **※希望者のみ**
  - 7 会館特別会費納入延期申請書(様式③-2) **※希望者のみ**

### 3 入会金等について

#### 3-1 入会金等について

入会金等の費用は以下のとおりです。納付方法A～Cのいずれかの金額（弁護士名簿登録請求書に貼付する登録免許税の印紙代とは別に必要です。）を、入会受付期間内に入会者本人氏名にて一括で振り込んでください。なお、第78期司法修習終了予定者であることがわかるように、振込名義の氏名の前に「78」と付けてください（例：78オオサカ タロウ）。

【振込口座】	三井住友銀行（0009）	堂島支店（518）	
	口座番号	普通 0920046	口座名：大阪弁護士会
			<small>オオサカベンゴシカイ</small>

#### 【振込金額の種類】

納付方法	A（通常）	B（注1-1）	C（注1-2）
会館負担金会費分納申請 提出する申請書	しない (不要)	分納 様式①	分納の延納 様式②
1 入会金	30,000円	30,000円	30,000円
2 登録料(日弁連)	10,000円	10,000円	10,000円
3 会館負担金会費	400,000円	200,000円	0円
<b>納付金額</b>	<b>440,000円</b>	<b>240,000円</b>	<b>40,000円</b>

#### (注1-1) 会館負担金会費の分納

会館負担金会費の分納申請をした場合は、入会時に240,000円、残金200,000円については入会から半年後（2026年3月登録の場合は2026年9月末日）までに納付いただくことになります。

分納を希望する方は、「会館負担金会費分納申請書（様式①）」を、入会受付期間内に入会書類に同封する方法で提出してください。

#### (注1-2) 会館負担金会費の分納の延納

会館負担金会費の分納の延納申請をした場合は、次のように納付いただくことになります（いずれも2026年3月登録の場合）。ただし、期限までに退会される場合は、総務部財務課までご連絡願います。残額の納入が必要となりますが、司法修習を終了後1年以内に入会し、入会后2年以内に退会した場合は、申請により、一部、免除される場合があります。

入会時（入会金・登録料のみ）	40,000円
入会月の1年後の月末日（2027年3月末日）	100,000円
入会月の2年後の月末日（2028年3月末日）	100,000円
入会月の3年後の月末日（2029年3月末日）	100,000円
入会月の4年後の月末日（2010年3月末日）	100,000円

分納の延納を希望する方は、「会館負担金会費分納の延納申請書（様式②）」を、入会受付期間内に入会書類に同封する方法で提出してください。

なお、法テラスのスタッフ弁護士に内定されている方（常勤スタッフ弁護士になるために会員の事務所を登録事務所とし本会に入会する方（以下「養成弁護士」と言います。))は、内

定通知書の写しをご提出いただきますと、会館負担金会費の納付が猶予されます。養成期間終了後三月以内に登録換え請求又は登録取消しの請求をしたときには、その納付が免除されますが、養成期間終了後三月を経過しても本会に登録し続けるときは猶予は失効するものとし、猶予された会館負担金会費を直ちに納付いただく必要があります。なお、当該養成弁護士が養成期間終了後、引き続き常勤スタッフ弁護士となって本会に登録し続ける場合、猶予は継続します。詳細は総務部財務課までご連絡願います。

### 3-2 弁護士会費について

大阪の会費について、入会月分から修習終了後5年を経過する前月分までは会費7,000円、修習終了後5年を経過する月分からは会費14,000円となります。

日弁連の会費について、入会月分から修習終了後2年を経過する前月分までは会費5,100円、修習終了後2年を経過する月分からは会費10,200円となります。

#### 【1か月分会費の内訳】

	大阪 会費	大阪会館 特別会費	日弁連 会費	日弁連 少年・刑事 特別会費	日弁連 法律援助基金 特別会費	合 計
入会月分から修習終了後2年を経過する前月分まで	7,000円	6,000円	5,100円	1,300円	800円	20,200円
修習終了後2年を経過する月分から5年を経過する前月分まで	7,000円	6,000円	<u>10,200円</u>	1,300円	800円	25,300円
修習終了後5年を経過する月分から	<u>14,000円</u>	6,000円	10,200円	1,300円	800円	32,300円

会館特別会費中一部納入延期申請をした場合、月額6,000円の内、5,000円部分についての徴収開始月を、入会后3年を経過する月とすることができます。また、会館特別会費納入延期申請をした場合、月額6,000円の徴収開始月を、入会后3年を経過する月とすることができます。

よって、一部納入延期申請をされた方の1ヶ月分会費合計は15,200円に、納入延期申請をされた方の1か月分会費合計は14,200円になります(注:納入始期のスライドであって免除ではありません。)

一部納入延期を希望する方は「**会館特別会費中一部納入延期申請書(様式③-1)**」を、納入延期を希望する方は「**会館特別会費納入延期申請書(様式③-2)**」を、それぞれ入会受付期間内に入会書類に同封する方法でご提出ください。なお、入会后、いかなる場合も納付方法を変更することはできませんのでご注意ください。

法テラスのスタッフ弁護士に内定されている方は、内定通知書の写しとともに「会館特別会費納入延期申請書(様式③-2)」を提出してください。

毎月の弁護士会費につきましては入会月より納入義務が発生します(日割り計算は行いません)。

銀行による自動引落により納入される場合は、初回のみ、入会月及び入会翌月の2か月分を入会翌月の18日(例月引落18日、土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日)に引き落といたします。

銀行振込により納入される場合は、上記3-1記載の銀行口座へお願いいたします(振込

手数料はご負担願います。)。窓口での現金による納入の場合は、総務部財務課（弁護士会館6階7番窓口）まで持参してください。

## 4 その他

### 4-1 新入会員入会式・委員会説明会

新入会員入会式・委員会説明会を2026年4月14日（火）（時間：9時30分～17時00分（予定））に開催予定です。追って、案内いたしますが、その際に身分証明書・記章の配布等も予定していますので、2026年3月26日～同年4月13日登録の方は必ず参加してください。

### 4-2 新規登録弁護士研修（近弁連主催）

- ・日弁連集合研修（近弁連ブロック）  
講義形式研修…大阪弁護士会 eラーニングでの随時受講（予定）  
弁護士倫理クラス別研修（バズセッション）…2026年5月30日（土）午後2時～4時、オンライン（Zoomミーティング等）で実施（予定）
- ・新入会員研修…大阪弁護士会 eラーニングでの随時受講（予定）

上記の他、新規登録弁護士研修は、当会の規程等により、各種の集合研修、個別研修、会務研修が定められています。必ず受講してください。

詳細は、上記入会式の際に案内します。

**お問い合わせ先**（対応時間 平日9：00～12：00、12：45～17：00）

- ・入会登録関係、入会式関係・・・総務部 総合管理課 TEL：06-6364-1225

お問い合わせはメールでお願いします。

メールアドレス 「oba-touroku@osakaben.or.jp」

タイトル 「78期入会案内問合せ」

- ・財務関係・・・総務部 財務課 TEL：06-6364-1232

お問い合わせはメールでお願いします。

メールアドレス 「oba-ad-fs@osakaben.or.jp」

タイトル 「78期入会問合せ」

- ・研修関係・・・総務部 研修課 TEL：06-6364-1684

お問い合わせはメールでお願いします。

メールアドレス 「kensyu-jimu@osakaben.or.jp」

タイトル 「78期新規登録弁護士研修問合せ」

- ・新人支援関係・・・企画部企画二課 TEL：06-6364-1371 以上

### **\* 重 要 \***

その他、当会入会にかかる重要なお知らせがある場合は、その都度ホームページに掲載しますので、随時ホームページをご確認願います。